

## 中華人民共和国専利法改正案（草案）の主要改正照合表

番号	改正方式	現行規定	改正後	ご意見
1	改正	<p><b>第6条</b></p> <p>所属組織の職務を遂行するため又は主として所属組織の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造である。職務発明創造の専利出願権は当該組織に帰属し、出願が認可された場合は、当該組織が専利権者となる。</p>	<p><b>第6条</b></p> <p>所属組織の職務を遂行するため又は主として所属組織の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造である。職務発明創造の専利出願権は当該組織に帰属し、出願が認可された場合は、当該組織が専利権者となる。</p> <p><b>当該組織は、職務発明創造の専利出願権と専利権に対し法律に基づいて処分することができ、財産</b></p>	

	<p>非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は設計者に帰属し、出願が許可された場合は、当該発明者又は設計者が専利権者となる。</p> <p>所属組織の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造に関し、組織と発明者又は設計者とが契約を結び、専利出願権及び専利権の帰属について定めを行った場合は、その定めによる。</p>	<p>権インセンティブを実行し、株、オプション、配当などの形態で、発明者又は設計者にイノベーション収益を合理的に共有させて、関連発明創造の実施と運用を促進することができる。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は設計者に帰属し、出願が許可された場合は、当該発明者又は設計者が専利権者となる。</p> <p>所属組織の物質的・技術的条件を利用して完成させた発明創造に関し、組織と発明者又は設計者とが契約を結び、専利出願権及び専利権の帰属について定めを行った場合は、その定めによる。</p>	
--	--	---	--

2	新規 追加	(現行の対応条文がなく、元の第20条が後ろへ移行する)	<p><b>第20条</b></p> <p>専利出願する場合、及び専利権を行使する場合は、信義信頼の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益と他人の合法的権益を損害し或いは競争を排除し制限してはならない。</p>	
3	改正	<p><b>第21条</b></p> <p>国務院専利行政部門及びその専利再審委員会は、客觀性、公正性、正確性及び適時性の要求に従い、法に基づき関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は、完全、正確及び適時に専利情報を公開し、専利公報を定期的に発行しな</p>	<p><b>第22条</b></p> <p>国務院専利行政部門及びその専利再審委員会は、客觀性、公正性、正確性及び適時性の要求に従い、法に基づき関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の建設を強化し、専利公報を定期的に出版</p>	

		<p>ければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して守秘義務を負う。</p>	<p>し、完全、正確及び適時に専利情報を開示し、<b>専利情報の基礎的なデータを提供して、専利情報の伝播と利用を促進しなければならない。</b></p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して守秘義務を負う。</p>	
4	改正	<p><b>第25条</b></p> <p>以下に掲げる各号には、専利権を付与しない。</p> <p>(一) 科学的発見</p> <p>(二) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療方法</p>	<p><b>第26条</b></p> <p>以下に掲げる各号には、専利権を付与しない。</p> <p>(一) 科学的発見</p> <p>(二) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療方法</p>	

		<p>(四) 動物及び植物の品種</p> <p>(五) 原子核変換の方法を用いて得られる物質</p> <p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせにより作成され、主として表示を機能とする設計</p> <p>前項第四号に掲げた製品の生産方法については、本法の規定に従って専利権を付与することができる。</p>	<p>(四) 動物及び植物の品種</p> <p>(五) <b>原子核変換の方法及び</b> 原子核変換の方法を用いて得られる物質</p> <p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせにより作成され、主として表示を機能とする設計</p> <p>前項第四号に掲げた製品の生産方法については、本法の規定に従って専利権を付与することができる。</p>	
5	改正	<p><b>第29条</b></p> <p>出願人が発明又は実用新案を外国において初めて専利出願した日から12月以内、又は意匠を外国において初めて専利出願し</p>	<p><b>第30条</b></p> <p>出願人が発明又は実用新案を外国において初めて専利出願した日から12月以内、又は意匠を外国において初めて専利出願した日か</p>	

	<p>た日から 6 月以内に、中国で同一の主題について再度專利出願する場合、当該外国が中国と締結した合意若しくは共に締結した国際条約、又は優先権の相互承認の原則に基づき、優先権を得 POSSIBILITY) ことができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国において初めて専利出願した日から 12 月以内に、國務院專利行政部門に同一の主題について専利出願する場合、優先権を得 POSSIBILITY) ことができる。</p>	<p>ら 6 月以内に、中国で同一の主題について再度専利出願する場合、当該外国が中国と締結した合意若しくは共に締結した国際条約、又は優先権の相互承認の原則に基づき、優先権を得 POSSIBILITY) ことができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国において初めて専利出願した日から 12 月以内に、<b>又は意匠を中國において初めて専利出願した日から 6 月以内に、</b>國務院專利行政部門に同一の主題について専利出願する場合、優先権を得 POSSIBILITY) ことができる。</p>	
6	改正	<p><b>第 30 条</b> 出願人が優先権を主張する場</p>	<p><b>第 31 条</b> 出願人が優先権を主張する場</p>

		<p>合、出願時に書面により声明を提出し、かつ、<b>3か月以内に</b>最初に提出した専利出願文書の副本を提出しなければならない。書面により声明を提出していない場合又は期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出していない場合は、優先権を主張していないものとみなされる。</p>	<p>合、出願時に書面により声明を提出し、かつ、<b>発明、実用新案を初めて出願した日から16月以内に、又は意匠を出願した日から3月以内に</b>最初に提出した専利出願文書の副本を提出しなければならない。書面により声明を提出していない場合又は期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出していない場合は、優先権を主張していないものとみなされる。</p>	
7	改正	<p><b>第42条</b> 発明専利権の期限は20年とし、実用新案専利権及び<b>意匠専利権の期限は10年とする。</b>いずれも出願日から起算する。</p>	<p><b>第43条</b> 発明専利権の期限は20年とし、実用新案専利権の期限は10年とし、<b>意匠専利権の期限は15年とする。</b>いずれも出願日から起算する。</p>	

			革新薬品の上場審査評価許可時間を補償するために、中国国内と国外において同時に上場を申請する革新薬品の発明專利に対して、國務院により專利権の期限の延長を決定することができ、延长期限は5年を超えてはならず、革新薬品が上場した後、專利権の合計有効期限は14年を超えてはならない。	
8	改正	第6章の名称 専利実施の強制許諾	第6章の名称 専利実施の特別許諾	
9	新規追加	(現行の対応条文がなく、元の第49条が後ろへ移行する。記：中國人大綱では、ここで新規追加される条文が「第48条」であると説明したが、我が協会は、「第4	第49条 國務院專利行政部門、及び地方政府の專利管理業務部門は、同級の関連部門と共に措置を講じて、專利公共サービスを強化	

		9条」と記されるべきであること 思う)	し、専利の実施と運用を促進しな ければならない。	
10	新規 追加	(現行の対応条文がなく、元の第 50条が後ろへ移行する。)	<p><b>第50条</b></p> <p>専利権者が、書面により国務院 専利行政部門に、いずれの組織又 は個人に対してもその専利権を 実施できるよう許可すると声明 し、且つ許諾使用料の支払い方式 及び標準を明確にした場合、国務 院専利行政部門はそれを公告し、 開放許可を実施させる。実用新案 専利、意匠専利について開放許諾 声明を提出する場合は、専利権の 評価報告書を提供しなければな らない。</p> <p>専利権者が開放許諾声明を撤 回しようとする場合、書面により</p>	

		<p>申し込むべきであり、且つ国務院 専利行政部門により公告しなけ ればならない。開放許諾声明の撤 回が公告された場合は、以前に与 えられた開放許諾の有効性に影 響しない。</p>	
11	新規 追加	<p>(現行の対応条文がなく、元の第 51条が後ろへ移行する。)</p> <p><b>第51条</b> いずれの組織又は個人に開放 許諾された専利を実施する願望 がある場合、書面により専利権者 に通知し、公告された許諾使用料 の支払い方式、及び標準に従って 許諾使用料を納付して、専利実施 の許諾を得ることができる。 開放許諾期間で、専利権者は當 該専利について独占的又は排他 的許諾を与えてはならない。</p>	

12	新規 追加	(現行の対応条文がなく、元の第52条が後ろへ移行する。)	<p><b>第52条</b></p> <p><b>当事者の間で、開放許諾について紛争があった場合、国務院専利行政部門へ調停を請求することができる。</b></p>	
13	改正	<p><b>第61条</b></p> <p>専利権侵害の紛争が新製品の製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する組織又は個人は、当該製品の製造方法が専利の方法と異なる証明を提出しなければならない。</p> <p>専利権利侵害の紛争が実用新案又は意匠に係る場合、人民法院又は専利管理業務部門は、専利権侵害の紛争を審議し、処理するための証拠とするために、専利権者</p>	<p><b>第66条</b></p> <p>専利権侵害の紛争が新製品の製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する組織又は個人は、当該製品の製造方法が専利の方法と異なる証明を提出しなければならない。</p> <p>専利権利侵害の紛争が実用新案又は意匠に係る場合、人民法院又は専利管理業務部門は、専利権侵害の紛争を審議し、処理するための証拠とするために、専利権者又</p>	

		<p>又は利害関係人に対し、國務院專利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索、分析及び評価を行って作成した評価報告を提出するよう求めることができる。</p>	<p>は利害関係人に対し、國務院專利行政部門が関連する実用新案又は意匠について検索、分析及び評価を行って作成した評価報告を提出するよう求めることができる。<b>当事者双方は、專利権の評価報告書を自発的に提出することもできる。</b></p>	
14	改正	<p><b>第 6 3 条</b> 専利を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、<b>專利管理業務部門</b>は是正を命じると共に公告を行い、違法所得を没収し、且つ違法所得の<b>4 倍以下</b>の罰金を併科することができる。<b>違法所得がない場合には、20 万元以下の罰金を科すことができる。</b>犯</p>	<p><b>第 6 8 条</b> 専利を偽称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、<b>專利法執行部門</b>は是正を命じると共に公告を行い、違法所得を没収し、且つ違法所得の<b>5 倍以下</b>の罰金を併科することができる。<b>違法所得がないか又は違法所得が 5 万元以下の場合には、25 万元以下の</b></p>	

		罪を構成する場合は、法に基づき 刑事責任を追及する。	<b>罰金を科することができます。犯罪</b> を構成する場合は、法に基づき刑 事責任を追及する。	
15	改正	<p><b>第 64 条</b></p> <p>専利管理業務部門は、すでに取 得した証拠に基づき専利偽称の 疑いのある行為を取り調べ、処分 を行うにあたり、全ての関連当事 者を尋問し、違法被疑行為に関連 する状況を調査し、当事者が違法 被疑行為に関わった場所において 現場検査を行い、違法被疑行為 に係る契約書、領収書、帳簿及び その他関連資料を閲覧し、複製す ることができる。また、違法被疑 行為に係る製品を検査し、専利を 偽称した製品であることを証明</p>	<p><b>第 69 条</b></p> <p>専利管理業務部門、専利法執行 部門は、すでに取得した証拠に基 づき専利権侵害、専利偽称の疑い のある行為を取り調べ、処分を行 うにあたり、全ての関連当事者を 尋問し、違法被疑行為に関連する 状況を調査し、当事者が違法被疑 行為に関わった場所において現場 検査を行い、違法被疑行為に係る 契約書、領収書、帳簿及びその他 関連資料を閲覧し、複製すること ができる。また、違法被疑行為に 係る製品を検査し、専利を偽称し</p>	

		<p>する証拠があった場合には、封鎖又は差押えをすることができる。</p> <p><b>専利管理業務部門</b>が法に基づき前項に規定した職務を行使する場合、当事者はこれに協力し、連携しなければならず、これを拒絶、妨害してはならない。</p>	<p>た製品であることを証明する証拠があった場合には、封鎖又は差押えをすることができる。</p> <p><b>専利管理業務部門、専利法執行部門</b>が法に基づき前項に規定した職務を行使する場合、当事者はこれに協力し、連携しなければならず、これを拒絶、妨害してはならない。</p>	
16	新規追加	(現行の対応条文がなく、元の第70条が後ろへ移行する。)	<p><b>第70条</b></p> <p><b>國務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係人による請求に応じて全国で重大な影響がある専利権侵害紛争を処理することができる。</b></p> <p><b>地方人民政府の専利管理業務部門は、専利権者又は利害関係人</b></p>	

		<p>による請求に応じて専利権侵害紛争を処理し、本行政管轄区で同一の専利権を侵害した案件に対し併合処理を行うことができ、異なる管轄区で同一の専利権を侵害した案件について、上級の人民政府の専利管理業務部門に処理を請求することができる。</p>	
17	新規追加	<p>(現行の対応条文がなく、元の第71条が後ろへ移行する。)</p> <p><b>第71条</b> 専利権者又は利害関係人は、人民法院による発効した判決書、裁定書、調停書、又は専利管理業務部門による専利権侵害の停止を命じる決定に従って、ネットワークサービス提供者に、専利権侵害製品のリンクを削除、シールド、切断するような必要な措置を講じるよう通知することができる。ネットワークサービス提供者が通知を受けた後必要な措置を適時に講じない場合、損害の拡大部分に対し専利権を侵害したネット</p>	

		<p>ワークユーザと連帶責任を負うこととなる。</p> <p>専利法執行部門は、偽称専利に対して是正を命じる決定を出した後、ネットワークサービス提供者に偽称専利製品のリンクを削除、シールド、切断するような必要な措置を講じるよう通知することができる。ネットワークサービス提供者は通知を受けた後必要な措置を適時に講じるべきである。</p>	
18	改正	<p><b>第65条</b> 専利権侵害の賠償額は、権利者が専利権侵害によって被った実際の損失に応じて決定する。実際の損失の決定が困難な場合には、権利侵害者が権利侵害によって取得</p>	<p><b>第72条</b> 専利権侵害の賠償額は、権利者が専利権侵害によって被った実際の損失に応じて決定する。実際の損失の決定が困難な場合には、権利侵害者が権利侵害によって取得</p>

	<p>取得した利益に基づいて決定する。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益の決定が困難な場合は、当該専利権の許諾使用料の倍額を参照して合理的に決定する。賠償額には、権利者が権利者侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。</p> <p>権利者の損失、権利侵害者が取得した利益及び専利使用許諾料をいずれも確定しがたい場合、人民法院は、専利権の種類、権利侵害行為の性質及び経緯などの要素に基づき、<b>1万元以上100万元以下</b>の賠償を与える決定を下</p>	<p>した利益に基づいて決定する。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益の決定が困難な場合は、当該専利権の許諾使用料の倍額を参照して合理的に決定する。<b>専利権を意図的に侵害し、情状が深刻な場合、上記方法に基づいて決定された賠償額の1倍以上5倍以下で賠償額を決定することができる。</b></p> <p>権利者の損失、権利侵害者が取得した利益及び専利許諾使用料をいずれも確定しがたい場合、人民法院は、専利権の種類、権利侵害行為の性質及び経緯などの要素に基づき、<b>10万元以上500万元以下</b>の賠償を与える決定を下す</p>
--	--	--

	すことができる。	ことができる。  賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。  <b>権利者が既に最善を尽くして証拠を提供したが、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者により把握されている場合、人民法院は、賠償額を決定するためには、権利侵害者に権利侵害行為に係る帳簿、資料を提供することを命じることができる。権利侵害者が提供しないか又は偽造の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は、権利者の主張及び提供された証拠を参照して賠償額を判定することができる。</b>	
--	----------	--	--

		<b>第66条</b>  専利権者又は利害関係人は、第三者が専利権侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的な権益が補填不可能な損失を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止及び財産の保全措置を命令するよう申請することができる。  <u>申請者は申請時に担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合は申請を却下する。</u>  <u>人民法院は申請を受けた時から48時間以内に裁定を行わなければならぬ。特殊な状況で延</u>	<b>第73条</b>  専利権者又は利害関係人は、第三者が専利権侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有し、直ちに制止しなければ、その合法的な権益が補填不可能な損失を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に <u>法に基づいて</u> 人民法院に関連行為の停止及び財産の保全措置を命令するよう申請することができる。	
19	改正			

	<p>長を要する場合は、48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は、即時にこれを執行しなければならない。当事者が裁定に対して不服がある場合は、一度再審を申請することができる。再審期間中は最低の執行を停止しない。</p> <p>申請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に提訴しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。</p> <p>申請に誤りがあった場合、申請者は、被申請者が関連行為の停止によって被った損失を賠償しなければならない。</p>	
--	--	--

		<p><b>第67条</b></p> <p>専利権侵害行為を制止するため、証拠が失われる可能性ある又は以降に取得困難な状況にある場合、専利権者又は利害関係人は、提訴前に人民法院に対し証拠の保全を申請することができる。</p> <p><u>人民法院が保全措置を講じる場合、申請者に担保の提供を命じることができる。申請者が担保を提供しない場合は、申請を却下する。</u></p> <p><u>人民法院は申請を受理した時から48時間以内に裁定を下し、保全措置を講じる裁定を下した場合は、即時にこれを執行しなければならない。</u></p>	<p><b>第74条</b></p> <p>専利権侵害行為を制止するため、証拠が失われる可能性ある又は以降に取得困難な状況にある場合、専利権者又は利害関係人は、提訴前に、<b>法に基づいて</b>人民法院に対し証拠の保全を申請することができる。</p>	
20	改正			

		<p><del>申請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に提訴しない場合、人民法院はその執行を解除しなければならない。</del></p>		
21	改正	<p><b>第68条</b></p> <p>専利権侵害の訴訟の時効は<b>2年</b>とし、専利権者又は利害関係人が権利侵害行為を知った日又は当然知り得たと考えられる日から起算する。</p> <p>発明専利の出願公開後、専利権付与までの間に当該発明を使用しながら適切な専利使用料を支払っていない場合、専利権者が専利使用料の支払いを求める訴訟の時効は<b>2年</b>とし、専利権者が第</p>	<p><b>第75条</b></p> <p>専利権侵害の訴訟の時効は<b>3年</b>とし、専利権者又は利害関係人が権利侵害行為を知った日又は当然知り得たと考えられる日から起算する。</p> <p>発明専利の出願公開後、専利権付与までの間に当該発明を使用しながら適切な専利使用料を支払っていない場合、専利権者が専利使用料の支払いを求める訴訟の時効は<b>3年</b>とし、専利権者が第三者が</p>	

		<p>三者がその発明を使用していることを知った日又は当然知り得たと考えられる日から起算する。ただし、専利権者が専利権が付与された日以前に知っていた場合又は当然知り得たと考えられる場合は、専利権が付与された日から起算する。</p>	<p>その発明を使用していることを知った日又は当然知り得たと考えられる日から起算する。但し、専利権者が専利権が付与された日以前に知っていた場合又は当然知り得たと考えられる場合は、専利権が付与された日から起算する。</p>	
22	削除	<p><b>第72条</b></p> <p><u>発明者又は設計者の非職務発創造の専利出願権及び本法に定めるその他の権益を侵害した場合、その者が所属する組織又は上級主管機関が行政処分を行う。</u></p>	(現行の第72条を削除し、後述した条文が前へ移行する。)	